

保護者 様

熊本県立鹿本高等学校長

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとることができます。下記に記載の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等の御好意により、学校の用紙に記載していただける場合は、右の「罹患証明書」への記入をお願いしてください。

この用紙への記入は、法律等で無料と定められているものではありません。有料の場合は、学校からの文書料の支給はなく個人負担となりますのでご了承ください。

また、この証明書については生徒が回復し登校する際、学級担任への提出をお願いします。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

	感染症名	出席停止の期間
第1種	感染症予防法に規定する1類、2類感染症(省略)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	

※「感染性胃腸炎」は、第3種に含まれます。登校について、主治医の指示を受けてください。

主治医 様

熊本県立鹿本高等学校長

誠におそれいますが、下記の生徒について、学校保健安全法で定められている出席停止扱いに該当している感染症に罹患している場合は、証明をお願いいたします。

年 組 号 氏名

診 断 名

〈第2種の感染症〉

〈第3種の感染症〉

1 新型コロナウイルス感染症

1 腸管出血性大腸菌感染症

2 インフルエンザ{A・B・疑い}

2 流行性角結膜炎

3 百日咳

3 急性出血性結膜炎

4 麻疹(はしか)

4 その他の感染症

5 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

6 風疹(三日はしか)

7 水痘(水ぼうそう)

8 咽頭結膜熱

9 髄膜炎菌性髄膜炎

10 結核

診 断 日 令和 年 月 日 ()

出席停止期間 令和 年 月 日 () から

令和 年 月 日 () まで(見込み)

令和 年 月 日

医療機関名

医師御芳名